

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	新堀尾島線
供用開始の区間	熊谷市永井太田字間の道一二九三番一地先から 同市永井太田字西浦九八三番一〇地先まで
供用開始の期日	令和五年十一月十日
備考	令和五年十一月十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一七〇・〇〇メートル